

道路上にはみ出した樹木等の適正な管理について（お願い）



※病害虫による松枯れ・
ナラ枯れ等は、放置する
と倒木の恐れがあります
ので、樹木の伐採等を
お願いします。

◇道路に隣接する私有地から、道路上に樹木等がはみ出していることがあります。

◇道路上にはみ出した樹木等は、道幅を狭く感じさせ、通行の妨げになるとともに、折れ木・倒木などにより、歩行者や自動車を巻き込む事故につながる恐れがあります。

◇私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故が発生した場合、土地の所有者が責任を問われることとなります。

住民の皆様が、安全で快適に道路を利用するため、ご自身が所有する土地の適正な管理（木・竹の伐採、剪定及び除草など）をお願いします。



※作業を行う場合は、歩行者や通過車両に対し、安全対策を取った上で実施してください。

※電線・電話線が近くにある場合、感電事故の恐れがありますので、事前に電力会社または電話会社など電線の管理者にご連絡いただき、対応の指導を受けてください。

問い合わせ先
栗原市役所建設部建設課
電話：0228-22-1152

